



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (〃)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) (〃)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	2
落札公告	
○落札者等の公告 (5件) (情報政策課)	2

告 示

高知県告示第359号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
J A 高知病院	南国市明見字中野	平26・6・3	平29・6・2

高知県告示第360号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年5月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類	基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
2 作業期間	平成26年7月1日から平成27年1月31日まで
3 作業地域	室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南

市、香美市、安芸郡北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、吾川郡いの町、高岡郡中土佐町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第361号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年5月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類	基本測量（防災対策地域水準測量）
2 作業期間	平成26年7月1日から平成27年1月31日まで
3 作業地域	室戸市、安芸市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、田野町及び安田町

高知県告示第362号

国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年5月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類	公共測量（国土調査補助基準点測量）
2 作業期間	平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
3 作業地域	高知市

高知県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類	国道
2 路線名	439号
3 道路の区域	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津井字アラヒラ782番1から	前	4.6 }	56
		15.1	

高岡郡四万十町下津井字アラヒラ781番1まで	後	4.6 }	56
		16.7	
高岡郡四万十町下津井字大下モノ山883番1	前	20.9 }	46
		26.4	
	後	22.2 }	46
		32.3	

高知県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類	県道
2 路線名	興津窪川
3 道路の区域	

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町数神字久保屋敷1433番地先から高岡郡四万十町数神字岡ノ前1265番6まで	140	平成26年6月6日

高知県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類	県道
2 路線名	小味野々川口
3 道路の区域	

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡四万十町南川口字ニ イヤ372番から 高岡郡四万十町南川口字ウ リウノ344番1まで	118	平成26年6月6日
--	-----	-----------

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北川村南郷土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	井津 信廣	安芸郡北川村野友甲 812
〃	野中 孝弘	〃 〃 〃 1011-1
〃	濱渦 涉	〃 〃 〃 625
〃	和田 功	〃 〃 〃 1492
〃	小松 保	〃 〃 〃 998-1
監事	宮内 章	〃 〃 〃 864-1
〃	濱渦三都夫	〃 〃 〃 766の1
役名 (就任)	氏名	住 所
理事	井津 信廣	安芸郡北川村野友甲 812
〃	野中 孝弘	〃 〃 〃 1011-1
〃	濱渦 涉	〃 〃 〃 625
〃	和田 功	〃 〃 〃 1492
〃	小松 保	〃 〃 〃 998-1
監事	宮内 章	〃 〃 〃 864-1
〃	濱渦三都夫	〃 〃 〃 766の1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準
用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更
の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準
用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し
を公衆の縦覧に供する。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第7号

事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のよ
うに定める。

平成26年6月6日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員
会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「のうち定例若しくは軽易なもの」を削り、同
号にただし書として次のように加える。

ただし、軽易又は定例的なものに限る。

第2条第3号ウ中「及び教頭」を「、教頭及び事務長」に改め
る。

第3条、第5条及び第6条第1項中「に掲げる」を「に定め
る」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年6月6日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す
る。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
給与システム運用保守委託業務外8業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額
79,920,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す
る。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
共通基盤機器等運用保守委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額
27,216,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す
る。

平成26年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額

<p>98,496,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年6月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 共通基盤ソフトウェア更新作業等委託業務 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年5月1日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 63,936,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約によることとした理由 政令第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成26年6月6日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 共通基盤更新ソフトウェアライセンス 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館</p> <p>3 落札者を決定した日 平成26年5月14日</p>	<p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号</p> <p>5 落札金額 月額 948,024円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成26年4月1日</p>
---	--